

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県監査事務局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳島県警察本部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四安全衛生課の項部長の欄中第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）に関する次のこと。

1 第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定

2 附則第二条第一号八及び二の規定による養成所の指定

十六 愛玩動物看護師養成所指定規則（令和三年農林水産省環境省令第七号）に関する次のこと。

1 第三条第一項（第九条において読み替えて適用する場合及び附則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の承認（第九条において読み替えて適用する場合にあつては、協議）

2 第六条第一項（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び同条第二項（第九条において読み替えて適用する場合及び附則第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第九条において読み替えて適用する場合にあつては、勧告）

3 第七条（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し

4 第八条（第九条において読み替えて適用する場合並びに附則第四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し

別表第四住宅課の項部長の欄第十号中「第七条第一号」を「第七条第二号」に改める。

別表第十教育政策課の項副教育長の欄第一号中「執行」の下に「及び長期継続契約の締

結（重要なものに限る。）」を加える。

別表第十二交通部交通企画課の項課長等の欄第一号中「七十八の二の項」を「七十八の三の項」に改め、同表交通部運転免許課の項課長等の欄第一号の1中「から八十の二の項まで」を「、八十の項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四住宅課の項部長の欄第十号の改正規定及び別表第十教育政策課の項副教育長の欄第一号の改正規定 令和四年四月二十八日
- 二 別表第四安全衛生課の項部長の欄中第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に二号を加える改正規定 令和四年五月一日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 令和四年五月十三日